「特定農薬(特定防除資材)に該当しないこととする資材の取扱い(案)」に対するパブリックコメントの実施結果について

意見の提出状況 意見の提出件数 9件

【特定農薬(特定防除資材)に該当しないこととする資材の取扱い(案)に係るもの】

意見の概要

御意見に対する考え方

「法第2条第1項の規定に基づく農薬に該当しないもの」に関する意見

【情報提供のあった資材のうち農薬に 該当しないものに関する意見】

使用方法からみて農薬に該当しない もの

今回のパブリックコメントの募集の対象となる資料「特定農薬(特定防除資材)に該当しないこととする資材の取扱い(案)」の当該資材の「使用目的」の欄に「養分供給」と明記しているとおり、本案は、専ら養分補給の目的で使用されるアミノ酸についてのみ、特定防除資材の候補剤としない旨を決定するものであり、農薬として使用されるアミノ酸まで「農薬に該当しない」とすることではありません。

頂いた御意見も踏まえ、今後、誤解が生じることの ないよう適切な表現について検討いたします。

「法第2条第1項の規定に基づき登録を受けなければ農薬として使用すべきでないもの」に 関する意見

【情報提供のあった資材のうち劇物等 に該当するものに関する意見】

劇物等に該当する物・残留基準が設 置されているもの

2.食品衛生法との整合性の点については、単に除虫菊と残留農薬基準に関してだけではなく、全ての保留されている資材に関し、ポジティブリスト制度と特定農薬制度との相互関連について、合同会合等において専門的に議論すべきです。

今回の検討においては、特定防除資材の指定が保留されている資材のうち、厚生労働省において、現在、進めているポジティブリスト制度の検討との整合性の観点から、その取扱いについて早急に整理が必要と考えられた除虫菊を先行して検討の対象としました。

その他の指定が保留されている資材についても、ポジティブリスト制度の検討との整合性の観点から、その取扱いについての整理が必要なものについては、合

同会合等において検討していく考えです。

3.ニームオイルの有効成分であるアザデラクチンという物質については、 国際的に農薬として広く利用されており、米国においては残留農薬基準の適用対象とされている一方、この物質は 国内で農薬登録・医薬品登録の実績がないことから残留農薬基準設定の要否の検討が行われておりません。

このような点を踏まえれば、残留 農薬基準が設定された物質を含む候 補資材は検討対象から除外され、残 留農薬基準の設定されていない資材 は、特定農薬指定に係る薬効や安全 性の評価作業に進めるという矛盾が 生じるのではないか。 残留農薬基準が設定された成分が含まれる資材は、 当該基準値を超えて継続的に摂取した場合健康を損なうおそれがあることから、原材料に照らし農作物等、 人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであるとする特定防除資材の定義から逸脱していることとなります。このため、今回、データの収集等を待たずに、指定に向けた検討をする必要がないと判断したところです。

一方、残留農薬基準が設定されていないその他の候補資材については、今後、評価に必要なデータを収集し、合同会合の場等における有識者による検討を経て、特定防除資材の指定の可否の判断を行うこととなります。

「メタノール」について

4.植物成分を主体とした多くの有機 農業用資材を製造する際に、メタノー ルは植物成分の優れた抽出溶媒として 使用されており、入手のしやすさ、コ ストの点で他の資材では代用できませ ん。

「除虫菊を含む資材」について

5.除虫菊粉末は過去100年以上、世界中で農業用防除資材として利用されてきた実績があり、薬害や環境への負荷が問題となる根拠は全く見当たらない。

従って、除虫菊粉末を安全性の観 回、合同会合の意見を聞点から特定農薬の評価の指針に基づ について「登録なしに患く検討作業から除外する緊急性がな と判断したところです。

メタノールは既存の文献等の資料から毒性を有することが明らかであり、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであるとする特定防除資材の定義から逸脱していることとなります。また、特定防除資材については、希釈倍数等使用方法に係る制限を設ける仕組みになって、おいため、希釈した条件の下で安全性が確認されたとしても、そのことをもって特定防除資材の要件を満たすことにはなりません。従って、メタノールが「登録を受けなければ農薬として使用できないもの」に該当するという今回の判断は適切なものと考えます。

ただし、植物成分の抽出物を主体とした資材等の製造過程において、抽出時にメタノールを使用した後、蒸発等によりメタノールを完全に除去する場合等にあっては、メタノールを原材料とみなさないと判断することも可能であると考えられます。今後そのような製法により製造された資材について検討する必要があれば、個別に対応していきたいと考えます。

除虫菊粉末の有効成分である「ピレトリン」は既に 食品中の残留農薬基準が設定されており、3の場合と 同様に、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植 物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであるとす る特定防除資材の定義にあてはまらないことから、今 回、合同会合の意見を聞いた上で、除虫菊を含む資材 について「登録なしに農薬として使用すべきでない」 と判断したところです。 いことから今回の取扱い案から撤回 し「評価の指針」に則り特定農薬とし て評価検討作業を行うべきです。

6.除虫菊粉末を特定農薬指定の検討 末と化学合成されたピレトリンとの安 全性の比較を含め再検討するべきと考 えます。

御質問にある「化学合成されたピレトリン」が、ピ 対象外とすることについて、除虫菊粉|レトリンの構造をまねて合成された「合成ピレスロイ ド」のことを示すのであれば、この物質は除虫菊粉末 の有効成分である「ピレトリン」とは異なった物質で あるため、双方を比較検討する必要はないものと考え ます。

> また、除虫菊の有効成分である「ピレトリン」につ いては、すでに農薬登録がなされ、また、残留農薬基 準が設定されているものであり、既に除虫菊粉末の評 価がなされていると考えます。

7.特定農薬として販売する資材に ついては「使用方法(対象作物・使 用濃度・使用量)」などを表示するよ う行政指導を行うとしているのに、 残留農薬基準が設定された成分が含ま れる資材については、特定農薬に指定 した場合、その含有成分が残留農薬基 準を超えないように使用されることを 法的に担保できないとするのはおかし いのではないか。

特定防除資材は、農薬取締法において、原材料に照 らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそ れがないことが明らかなものと定義付けられており、 法律に基づく使用規制は必要ないと整理されていると ころです。ただし、どのような使用方法の下で、どの ような薬効が得られるかなどの情報を提供すること は、使用者の利便性向上に意義があることから、その 製造者や販売者に対し、使用方法を表示するよう努め るなどの指導を行うこととしているものです。しかし ながら、このような行政指導は製造者、販売者及び使 用者に対して法的拘束力を有するものではありませ

一方、残留農薬基準が設定されている成分を含む資 材については、3で述べたとおり、原材料に照らし農 作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがな いことが明らかであるとする特定防除資材の定義にあ てはまらないことから、安全性を担保するために使用 方法を制限する必要があるため、特定防除資材に指定 すべきでないと考えています。

8.除虫菊を検討対象外とするには、 除虫菊粉末に表示された使用方法の 範囲内で使用した場合、「ピレトリン」 が基準値以上に残留する可能性があ ることが、試験して証明されるべき ではないか。

特定防除資材には使用方法に制限を設けないとして いることから、「ピレトリン」のように残留農薬基準 が設定されており、その使用方法について規制を行わ なければ安全性が担保できない資材は、特定防除資材 に指定すべきでないと考えています。

(今回の取扱い(案)への直接の意見ではないもの)

意見の概要	御意見に対する考え方					
9.農産物などの食品、食品残さは保	頂いた御意見は、今回募集した特定農薬(特定防除					
存料などの添加物を除いて、すべて農	資材)に該当しないこととする資材の取扱い(案)に					

拡	ı.–	分	類	ਰ	べ	⇉	で	<i>†</i>	L.	١
来	ı	,,	犬豆	9	. /	\sim		/~	v	١.

ついてのものではありませんが、農産物などの食品、 食品残さであっても、現に、殺虫・殺菌効果を持ち、 農薬として利用されるものがある以上、「食品」であ ることをもって農薬登録を不要とするべきではないと 考えます。

10. 私共自らが製造している資材について登録等を取得するためには、どうすれば良いのでしょうか。

頂いた御意見は、今回募集した特定農薬(特定防除資材)に該当しないこととする資材の取扱い(案)についてのものではありませんが、農薬取締法に基づき、農林水産大臣の登録を取得するには、申請書、農薬の見本並びに薬効、薬害、毒性及び残留性に係る試験成績を農林水産大臣に提出し、独立行政法人農薬検査所の検査を受ける必要があります。

一方、特定防除資材に該当すると思われる資材であって、評価指針に規定されている薬効や安全性の資料を農林水産大臣及び環境大臣に提出し、合同会合等の検討を経て、特定防除資材として指定された場合には、農林水産大臣による農薬登録を受けることなく、農薬として製造・販売・使用が可能となります。

なお、具体的な手続等は農林水産省農薬対策室又は 独立行政法人農薬検査所にお問い合わせ下さい。